

電話(平日のみ)・FAX・電子メールでお申し込みください。  
(電話の場合は、下記内容をお知らせください)

北区 産業振興課経営支援係

TEL : 03-5390-1237 / FAX : 03-5390-1141

E-MAIL : shien@city.kita.lg.jp

## 社会保険労務士出張相談 申込書

(該当のものに○をつけてください)

申込日 年 月 日

フリガナ 事業所名		業 種	
住 所	北区	電話番号	
代表者名		担当者名	
希望日時	第1希望 : 月 日      第2希望 : 月 日		
出張場所	ア 上記場所と同じ    イ その他 :		
相談内容	ア 就業規則の作成・変更に関する相談 イ 人事・賃金・労働時間に関する相談(残業、変形労働時間制、年次有給休暇) ウ 雇用管理・人材育成等に関する相談(育児休業、介護休業、社員研修) エ 個別労働紛争の未然防止と解決に関する相談(解雇、休業、パートの雇止め) オ 労働・社会保険の手続に関する相談 カ 各種給付金・助成金の申請に関する相談 (雇用調整、トライアル雇用、定年延長、育児休業) キ 賃金台帳(給与計算)整備に関する相談 ク 退職金・企業年金の設計、運用に関する相談 【本事業をどこでお知りになりましたか】 ----- ----- 【その他、詳細事項があればお書きください】 ----- -----		

申込状況により、年度終了を待たずに受付終了する場合があります。

- 1回の相談は、3時間以内です。
- 出張相談希望日の原則7日前(土日祝日を除く)までにお申し込みください。  
申込の後、社会保険労務士から連絡がいきます。出張相談日時等をご確認ください。
- 無料で相談を行うのは、社会保険事務や労務に関する初期相談、雇用に関する助成制度の説明、助成金額の試算、既存の労務資料の確認、申請に必要な書類・調整の助言です。
- 上記以外の実務を伴う申請に必要な書類の作成や内部調整等の費用は、別途ご負担いただきます。